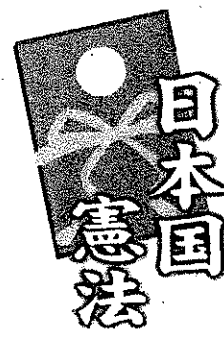


公布70年 改憲に現実味

発議と国民投票が可能に

日本国憲法は三日、公布から七十年を迎えた。護憲か改憲かという議論が繰り返され、改憲が現実になり得る状況に至っている。連載「いま読む日本国憲法」の特別編として、憲法を取り巻く政治の現状を整理した。

いま読む



改憲論は古くからあった。憲法公布から九年後の一九五五年、改憲を党是とする自民党が結党。翌五六年に内閣、二〇〇〇年には衆参両院にいずれも憲法調査会が設置され、数年かけて議論を行った。

現在両院にある「憲法審査会」は、第一次安倍政権下の〇七年に設置されたが、過去の二つの調査会とは性格が異なる。過去の調

査会が純粋な調査機関だったのに対し、憲法審査は、改憲原案が提出された場合に

委員は衆院50人、参院45人
改憲原案を審査する役割担う
過半数の賛成で改憲原案を可決
(両院の本会議で可決されれば発議・国民投票へ)

憲法を巡る最近の動き	2007年	5月	改憲手続きを確定させる国民投票法が成立
		8月	衆参両院に憲法審査会を設置(与野党対立で動かず)
	10年	5月	国民投票法が施行
	11年10月		憲法審が議論開始
	12年	4月	自民党が改憲草案を発表
	15年	6月	衆院憲法審で、参考人が安全保障関連法案を違憲と指摘
	16年	2月	参院憲法審で、自民党議員が人種差別的発言
		7月	参院選の結果、両院で改憲勢力が改憲発議可能な議席を確保
		9月	国会論戦で民進党が自民党改憲草案の撤回を求め、安倍晋三首相が拒否
		10月	自民党憲法改正推進本部が、憲法審で党改憲草案を封印する方針示す
		11月	憲法審が議論再開へ(衆院10・17日、参院16日の予定)

審査する役割も担う。改憲原案は、憲法審では過半数、本会議では総議員の三分の二以上の賛成で可決される。両院で可決されれば改憲案として発議される。今年七月の参院選の結果、国民投票にかけられ

過去の調査会のは、具体的な改憲手続きが定まっていなかったが、〇七年の国民投票法成立(一〇年施行)で確定した。安倍晋三首相は、歴代首相と比べて改憲へのこだわりが強い。

ただ、共同通信社が憲法公布七十年に当たって実施した世論調査では、安倍首相の下での改憲に55%が反対(賛成42%)した。国民投票で決まる以上、改憲勢力側も無理はできず、環境権などの「新しい人権」導入や、緊急事態での国会議員の任期延長など、比較的理解を得やすい項目での改憲を先行させるべきだとの声強い。